

意見書案第 19 号

地方公営企業法の改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 10 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 吉 沢 章 子

〃 宗 田 裕 之

〃 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

地方公営企業法の改正を求める意見書

水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業などの事業を行う地方公営企業に勤務する職員（以下「企業職員」という。）等を除いた地方公共団体の一般職の職員は、任命権者によって懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた際、地方公務員法第49条の2の規定に基づいて、人事委員会又は公平委員会に対して不利益処分に関する審査請求を行うことが認められている。

他方、企業職員については、雇用関係が民間企業の従事者と類似しており、労働組合を結成し、団体交渉において問題を取り上げることができるとして、同じ地方公務員でありながら、地方公営企業法第39条第1項の規定により、人事委員会又は公平委員会に対する審査請求が認められていない。

このような状況の中、企業職員が不服を申し立てる手段としては、主に裁判、組合を通じた団体交渉、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の適用による紛争解決制度が挙げられる。

しかし、裁判は経済的、精神的な負担が大きく現実的には選択が困難であり、団体交渉は地方公営企業法が施行された昭和27年と比べて労働組合の組織率が大幅に低下するなど社会環境の変化に伴い、今日では十分な実効性が担保されず、紛争解決制度の利用においても紛争当事者に対する合意の拘束力がないなど、いずれの手段も有効な選択肢とはいえない。

同じ地方公務員でありながら配属の違いで、本来、不利益な処分を受けた際に平等に守られなければならない不服を申し立てる権利に差異が生じている現状は不合理であると言わざるを得ず、早期に是正すべきである。

よって、国におかれては、企業職員についても人事委員会又は公平委員会に不利益処分に関する審査請求ができるよう、早期に地方公営企業法を改正し、不平等を解消することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長 宛て

内閣総理大臣

総務大臣